

障害保健福祉関係担当者会議資料
「障害者自立支援法等の一部改正法について」

平成23年9月27日(火)

社会・援護局障害保健福祉部

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」について

【概要】

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号。以下「整備法」という。）の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備を図るもの。

2. 改正の概要

（1）障害者自立支援法施行令の一部改正

① 同行援護の創設関係

同行援護について、国及び都道府県が負担する障害福祉サービス費等負担対象額の算定に当たっては、既存のホームヘルプサービスと同様、障害者等の障害程度区分等を勘案して厚生労働大臣が定める基準にサービスを受けた人数を乗じて算定した額に限ることとする。（障害者自立支援法施行令（平成 18 年政令第 10 号。以下「令」という。）第 44 条）

② 特定障害者特別給付費の対象拡大関係

特定障害者特別給付費の支給の対象となる障害福祉サービスに共同生活介護、共同生活援助等を加えるとともに、これらのサービスを行う指定障害福祉サービス事業者から共同生活介護、共同生活援助等を受けた特定障害者に対し、共同生活住居における居住に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額を支給することとする。（令第 21 条の 2 及び第 21 条の 3。厚生労働省令及び告示において月額 1 万円の家賃補助を規定。）

③ その他

上記に加え、条項ずれの修正等所要の改正を行う。

（2）児童福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行令の一部改正

やむを得ない理由により市町村が行う措置の対象となる障害福祉サービスに同行援護を追加する。（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 26 条第 1 項及び身体障害者福祉法施行令（昭和 25 年政令第 78 号）第 18 条）

（3）関係政令の改正

消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）その他関係政令につき、整備法の施行に伴い必要となる条項ずれの修正等所要の改正を行う。

3. 施行日

平成 23 年 10 月 1 日